

(キャバレー等の避難通路)

第49条 キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という。）及び飲食店の階のうち当該階における客席の床面積が150平方メートル以上の階の客席には、有効幅員1.6メートル（飲食店にあつては、1.2メートル）以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないで、その一に達するように保有しなければならない。（う）

【解説】

本条はキャバレー等及び飲食店の客席における避難通路の保有について規定したものである。

キャバレー等及び飲食店における座席は、その業務の実態上、一般に、劇場等におけるそれと異なり、列をなした整然たる配置を要求することは困難であるから、避難に際し、有効な避難通路に至るまでの入場者が通過する他の座席の数を基準として、避難通路を保有すべきものとしたものである。

- 1 「キャバレー等」とは、令別表第1(2)項イ用途のものをいい、客席を有するものに適用する。
- 2 「150平方メートル以上の階の客席」とは、当該用途の客席の床面積が150平方メートル以上存する場合、その客席内に通路を保有するもので、150平方メートル未満のキャバレー等及び飲食店が2以上あり、その合計が150平方メートル以上となる場合にあっては、この規定の適用はないものとして運用する。
- 3 「有効幅員」とは、避難に際し有効に使用することができる部分の幅をいい、床面における幅が1.6メートル(飲食店にあっては1.2メートル)以上であっても、その上方に障害物が突出しているような場合には、当該突出部分の幅は、有効幅員には含まれない。
- 4 「避難通路」とは、避難口と直結したものとする。床面積150平方メートル未満の階を通じて避難しなければならない対象物にあっては、床面積150平方メートル未満の階においても階段等から避難口に通ずる通路を有効に確保することが必要である。
- 5 「7個」とは、いす席、テーブル席、ボックス席のいずれの場合においても、7個の座席の意味である。